

平成20年度 お知らせします 包括外部監査の結果を

平成20年度の港区包括外部監査人である渡辺俊之公認会計士が、自らテーマを決定し、行政書が提出されました。

報告では、財務会計上、改善すべき事項の指摘に加えて、事務事業の改善に向けた意見をいたしました。今後、区では報告書の内容を踏まえ、改善を進めます。

3階)および区立図書館でご覧になれます。また、概要版を企画課(区役所4階)で配布するほか、区のホームページ「みなと情報館」でもご覧になります。

問い合わせ
企画課企画担当
内線2091

報告書は、区政資料室(区役所)

平成20年度包括外部監査結果

テーマ 清掃事業に関する财务管理および事務の執行等について

●ペットボトル売却重量の確認方法について

ペットボトルは毎月入札により売却業者が決定され、月次報告書に添付される落札業者の受領伝票の重量に基づいて売却金額が決定される。売却重量についてはその妥当性を検証するため、搬出時の計量伝票と再商品化事業者の受領伝票の写しの一致を確認すべきである。

●港資源化センター増築工事の財産台帳への登録遅れについて

平成17年度に、港資源化センター内のRDF(ごみ固形燃料)実証プラントを撤去し、家具のリサイクル展示室とした増築工事について、財産台帳には平成19年10月に誤謬訂正として反映されている。今後は府内の相互チェックによって、財産台帳の網羅性を確保すべきである。

●被服の貸与票・貸与管理簿および在庫管理の不備

平成19年度および20年度の作業服等の貸与時において、貸与票・貸与簿への受領印が押印されておらず、退職時においても返還は行われていない。在庫管理については、帳簿および実地棚卸が行われておらず、現時点において誰が何着持っているかが把握されていない。被服貸与については、管理簿の整備、在庫管理の徹底が必要である。

●「家庭ごみの減量」および「事業系ごみの減量」について

「家庭ごみ」については、港区は集合住宅が多いことから「優良集合住宅集積所認定制度」の普及・拡大や、「リサイクル推進員」等との協力の下での「ふれあい収集」の対象範囲の拡大が有効である。また多くの企業や繁華街等を抱える地域特性から、「事業系ごみ」については、まず「事業所アンケート調査」を行い、事業者のごみの減量・リサイクルに対する意識等の把握を行う必要がある。

●プラスチック資源モデル収集における区民への情報開示について

平成19年度下期のモデル収集においては、住民説明会等で協力を訴えたにも関わらず、実際収集量は予想の約3分の1に止まった。今後は収集過程で生じた問題点、残渣率、資源化の状況、処理に要した費用等の情報についても情報提供すべきである。

●財産台帳登録資産の網羅性の確保について

現在東京都からの移管資産である施設や工作物の多くが、建物の従物として登録され、また延べ面積に変更のない改築工事は公有財産の増加として取り扱われていない。今後は資産登録の網羅性を保つべく、従物の独立の資産としての登録や、公有財産の明確な増減の基準の決定等により、今までの資産登録方法を見直す必要がある。

改善すべき事項の指摘

事務の改善に向けた意見

※内容については 紙面の都合上、本章と一部表記が異なります。

●天然ガスの逆ザヤによる販売単価の設定

清掃車の多くについて環境への負荷の小さいCNG(天然ガス)車両を導入しているため、みなと清掃事務所内に天然ガススタンドを設置しているが、雇用会社やいばす運行会社へ正単価を下回る価格で販売している。原価割れのレベルで販売するのは、明らかに過剰なサービスであり、請求単価を引き上げるべきである。

●廃棄物処理手数料の納付遅延について

取扱所からの廃棄物処理手数料(ごみ処理券販売額)は翌月20日までに納付しなければならないが、一部の取扱所では遅延が常態化している。期限内の納付を指導・勧告するとともに、改善が見られない場合には、契約書に定める違約金の請求を検討する必要がある。

●立入検査未実施事業所の30業者について

平成20年4月1日現在、一般廃棄物処理事業者に対し立入検査が実施されていない事業者が30業者あった。一般廃棄物処理事業者の現場を確認し、かつ直接の指導が容易となる貴重な機会としての立入検査であるため、区で定めた通りの実施が必要である。

●収集運搬車の効率的な班編成について

ごみをいつまでも路上に置いておけない状況や、安全衛生上の機会の確保等のゆとり時間の必要性はあるが、清掃車の最終搬入時刻が作業職員の退勤までにゆとりのある日の割合が多く、過度なゆとり時間が発生しないよう、一日7往復の可能性や体制の組み合せを検討し、効率的な班編成を行う必要がある。

●今後の収集体制に関する戦略の問題について

現状では、清掃現場職員は年々減少し、平均年齢も一貫して高くなっているが、必要作業人数はむしろ増加傾向にあるため、不足分をアルバイトや雇用業者からの派遣作業員等で補う構図になっている。「港区清掃事業のあり方検討会」で検討中ではあるが、清掃事業全体の将来構造を十分検討し、組織・人事・外部委託戦略の明確な方針を示すべきである。

●みなとクリーンプラン21の実施状況について

同プランの58プロジェクトについて計画、反応、記録の観点から、過去5年間の文書管理状況の監査を行い、監査人独自の採点の評価は65点である。特に文書管理状況に問題のある「清掃事業の改善プロジェクト分野」では、早急に改善が求められる。